様式第十八の四 (第11条の3第3項関係)

認定事業適応計画の概要の公表

- 認定の日付 令和4年10月11日
- 2. 認定事業適応事業者の名称 日本新薬株式会社
- 3. 認定事業適応計画の内容
- (1) 事業適応に係る事業の目標

当社は世界のヘルスケア分野で存在意義のある会社を目指し、創薬モダリティの多様化や、市場のグローバル化、個々人の働き方や価値観の多様化などの時代の流れに対応をしながら、現在までに築いた経営基盤をさらに発展させ、持続的な成長を支える強固な経営基盤を構築するために取り組んでいる。そのために、人材・知識・情報・経験・設備といった当社の有形・無形の経営資源に対して、研究開発投資や人的投資、情報化投資、生産性向上投資などの積極的な投資を進めていく。

具体的には、創薬技術の高度化による研究開発力の向上や、新規創薬モダリティへの挑戦により、注力する泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患の3領域を中心として治療ニーズが満たされていない疾患に治療薬を届けるために取り組んでいく。

2023 年度を最終年度とする第六次5カ年中期経営計画では、「6つの取り組み」の1つに掲げている「AIの積極的活用と IT 化の促進」を推進し、価値創造のためにデジタル技術を積極的に活用していく。

- (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標 2026 年度の ROA を、2014 年度から 2018 年度の ROA の平均値と比較し、1.5%以上向上させる。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

計画終了年度である 2026 年度において、財務内容の健全性の判定における有利子負債は生じない見込みでありかつ、経常収支比率についても 100%を上回る見込みである。

(4) 事業適応の類型 情報技術事業適応 (5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード) 医薬品等製造業(16 化学工業)

(選定の理由)

医薬品業界は、社会保障制度の維持のために後発品の使用促進策、薬価の毎年改定等の医療費抑制のための諸施策の推進や新型コロナウイルス感染症に伴う影響など、厳しい環境下にある。当社は同事業において、注力する3領域(泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患)を中心として治療ニーズが満たされていない疾患領域を中心に、治療薬を届けるために取り組んでいる。また、継続的に新薬を投入することに加えて、医師などの医療関係者を通じて、患者さんに医薬品の情報を適切に届けることで、医薬品の適正使用と治療機会の提供を進めていく。これらの目的を達成するため、同事業における事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

医薬品事業の創薬研究・臨床開発・信頼性保証・営業活動の各フェーズにおいて、業務課題の解決や生産性向上に資するクラウド技術を活用したシステムを構築し、社内外情報の一元管理や解析ができる環境を整備し、バリューチェーン全体の生産性の向上および新たな販売機会の創出を図る。さらに、本事業適応で整備したクラウド環境や導入システムと、当社で既に導入済みのAI、IoT、RPA等のデジタル技術を組み合わせた相乗効果により、更なる生産性向上などを目指す。

以上の取り組みにより、医薬品事業のバリューチェーン全体において、売上高販管費比率の 8.8%以上削減を目指す。

- ・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に 資するものとして主務大臣が定める基準への適合:有
- ・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合:有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期:令和4年(2022年)11月 終了時期:令和9年(2027年)3月